

### 元岐阜市議政活費流用不起訴

政務活動費（政活費）をだまし取ったとして、岐阜地検に告発された元市議への不起訴処分を不当とした検察審査会の議決に、「岐阜市長から適正対処を望む書面があることを理由に検察が不起訴処分としたのは納得できない」などの記述があることが1日、わかった。不起訴不当を申し立てた男性らは「市長が元市議への情状酌量を求めたように読める」と話している。

【高橋龍介】

## 検察審査会議決 申し立て男性批判

# 「市長が情状酌量要望」

審査申立人の男性「徳和市議（無所属クラブ）が1日、審査会から送られた5月30日付と、申立代理人の松原一平が1日、審査会からの文書を公表した。

2019年10月11日に上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

#### 議決の趣旨

本件不起訴処分は不当である。

#### 議決の理由

##### 検察審査会の判断

本件不起訴記録及び審査申立書等を精査し、慎重に審査した結果、検察官がした不起訴処分を不当とする理由は次のとおりである。

- (1) 詐取金額が少額であること、岐阜市に対して弁償していること、岐阜市長からの適正対処をのぞむ書面があること、被疑者が社会的制裁を受けることなどを理由に検察官が不起訴処分としたことは納得できない。
- (2) 被疑者が支払額を増加して政務活動費等の返還を免れようとした行為は極めて悪質であり、今後の同様な行為の発生を防ぐためにも検察官が不起訴処分としたことは納得できない。

よって、検察官に再考と再捜査を求めるため、上記趣旨のとおり議決する。

平成30年5月29日

岐阜検察審査会

検察審査会の議決要旨。「市長からの適正対処をのぞむ文書があることを理由に不起訴処分としたことは納得できない」などと書かれている—松原市議提供

文書によると、検察審査会の不起訴不当の議決理由として、「詐取金額が少額であること、岐阜市に対して弁償していること、岐阜市長からの適正対処をのぞむ書面があること、被疑者が社会的制裁を受けたことなどを理由に検察官が不起訴処分としたことは納得できない」と記されている。申立人の男性は「もし市長が元市議の情状を求めたのだとしたら、ありえないことだ」と話した。

これに対し市行政課は「被書者としての市が警察に、法令に照らして適正な対処を求める文書を提出した。なぜこのような文面になるのか、わからな

と困惑している。

元市議は市議時代の2013、14年度、知人の経営していた給油所での白紙領収書に目付と金額を書き込み、政

活費約1万3000円を不正受給した有印私文書偽造、同行使、詐欺などの容疑で16年12月、市内の男性が告発。地検は17年10月、不起

訴処分（起訴猶予）とし、男性は同月、不起訴を不当とする審査申立書を検察審査会に提出していた。